

令和3年度 北区防災対策事業の概要

各種訓練・講座等については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況等により、実施回数縮小等の可能性があります。

1 自主防災組織等に関連する取り組み

1) 震災訓練

町会・自治会を母体とした自主防災組織（180 組織＝4月1日見込み）は、防災週間（8/30～9/5）を中心に、任意の日程で震災訓練を行っている。

令和3年度については、新型コロナウイルス感染症に十分な配慮を求めながら、あわせて防災関係機関の協力を得て取り組むことで地域の防災力向上に努めていく。

2) 自主防災組織活動助成金

自主防災組織の活動促進のために活動助成金交付を実施する。

交付金額は下記のとおり。

- | | |
|----------------|---------------------|
| ① 組織割 | @20,000 円 |
| ② 世帯割 | @30 円×世帯数（北区ニュース同様） |
| ③ D級消防ポンプ活動助成金 | @9,000 円 |
| ④ C級ポンプ隊活動助成金 | @24,300 円 |

3) 地区防災会議防災訓練補助金

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、合同訓練の実施が難しい場合も想定されることから、今後の状況によっては、補助要件の見直しを検討します。

地区防災会議（自主防災組織の連合体）の運営及び合同訓練に係る経費の一部を補助する。（限度額@200,000 円）。

4) 防災用資機材の機能点検

自主防災組織が保管している小型消防ポンプ（D級、C級）及び発電機について、専門業者による機能点検を行う。

2 備蓄物資について

1) 避難所への配備

① 給水袋（手提げ式容量4リットル）

区の給水車が3台体制になったことから、在宅避難者へ飲料水を提供するための給水袋を、本年度に引続き避難所へ配備する（5か年計画の4年目）。

② 応急組立て給水槽（1トン×2基）

被災者への飲料水供給をこれまで以上に円滑に行うため、既存のポリタンク方式から、設置や移動が容易で、かつ区の給水車との接続が可能な組立て式のもの、本年度に引続き避難所へ配備する（5か年計画の4年目）。

③ 災害用汚物圧縮保管袋

避難所から排出される残飯やし尿袋（オムツ）などにより懸念される衛生問題に対応するため、圧縮保管袋（70 cm×50 cm）を、本年度に引続き避難所へ

配備する（5か年計画の4年目）。

2) 北区災害用備蓄・管理・供給計画に基づく備蓄倉庫整理

令和元年に策定した北区災害用備蓄・管理・供給計画に基づき、備蓄倉庫整理を行う。区内12か所ある災害備蓄倉庫のうち、令和2年度に未実施の5か所について倉庫整理を行う。

3 前年度から継続して取り組む主な事業

1) 簡易型感震ブレーカーの配布・設置促進

不燃化特区内の木造住宅にお住まいの方を対象に、災害時の通電火災による延焼の拡大を抑えるため、簡易型感震ブレーカーの配布を行う。当初、平成29年度からの3ヶ年計画としていたが、令和3年度も継続して実施する。

2) 家具転倒防止器具・感震ブレーカーの取り付け支援

「北区避難行動要支援者名簿」に登録されている方、若しくは65歳以上のみで構成されている世帯を対象に、家具転倒防止器具及び感震ブレーカーの取り付け支援を行う。

3) 中学生防災学校

災害時に地域の貴重な担い手となることが期待される中学生を対象に、災害の行動などについての説明と、地震や煙の体験、応急救護、初期消火等の体験学習を行う。

4) 災害医療体制の整備

災害時に開設する緊急医療救護所等の活動について、病院と合同で医療救護活動訓練を実施することで、医師会等との連携を確認する。

- ・緊急医療救護所 5か所（病院）
- ・医療救護所 7か所（学校避難所）

5) 雨水貯留施設整備

集中豪雨対策として、民間住宅への雨水貯留槽設置を支援するとともに、公共施設へ雨水貯留施設を整備している。

令和3年度は、八幡小学校（赤羽台3-18）での整備工事を行う。

6) 自主防災組織による避難所開設訓練

区が各避難所に配備した避難所開設キットを用いて、大規模震災に備えるため各自主防災組織が中心となる避難所開設の訓練を実施する。計画では19の連合会ごとに1か所以上避難所を設定していただき、対象となる自主防災組織を中心に訓練を実施する。

7) 避難所開設説明会

自主防災組織の役員等ではない区民に向けて避難所開設についての説明会を王子・赤羽・滝野川の3地区で1回ずつ開催する。

4 令和3年度の新規・拡充事業

1) 東京都北区国土強靱化地域計画策定（危機管理室所管）

北区では、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興

に資する施策を、まちづくり政策等を含めた総合的な取り組みとして、計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくり推進していくため令和3年度に北区国土強靱化地域計画を策定する。

2) 大規模水害への対応強化

近年、毎年のように全国各地で大規模水害が多発していることを受け、令和元年台風19号の教訓を踏まえ昨年度策定した「東京都北区 大規模水害を想定した避難行動の基本方針」の内容について、引き続き広く区民に普及啓発を図るとともに、以下の水害対策について、新規着手・拡充していく。

① 「大規模水害避難行動支援計画」の検討着手（危機管理室所管）

荒川氾濫のおそれが生じた際の要配慮者等自力での避難が困難な方々への必要な支援について整理し、共助・公助等支援者の支援方針をまとめた計画策定に着手する。令和4年9月に策定予定。

- ・検討委員会の開催（予定）
令和3年度 4回、令和4年度 2回
- ・検討委員会の構成委員（予定）
学識経験者、町会・自治会代表、福祉関係団体等
- ・同時に整理する主な支援計画
避難行動要支援者名簿の活用計画
要配慮者利用施設の避難確保計画
要配慮者の個別支援計画

②マイ・タイムライン普及リーダー育成事業（危機管理室所管）

水害からの早期避難を促進する上で、事前に家族等と避難先を決めるなど避難行動計画（マイ・タイムライン）を作成することは大変重要である。マイ・タイムラインを区民に普及すると共に、普及リーダー認定制度にて、リーダーにそれぞれの地域特性に応じた避難行動を地域の方と一緒に考えてもらい、マイ・タイムライン普及の役割を担ってもらおう。

- ・マイ・タイムライン作成講座 9回
令和2年度の6回から拡大
- ・マイ・タイムライン普及リーダー育成講習会 2回

③北区洪水ハザードマップの作成（土木部所管）

水防法改正に伴い、国や東京都が想定し得る最大規模降雨や高潮を前提に策定した浸水予想区域図や高潮浸水想定区域を基に、洪水ハザードマップの作成を行う。

- ・「北区高潮ハザードマップ」の作成
- ・「北区洪水ハザードマップ（隅田川・新河岸川・石神井川・神田川が氾濫した場合）」の改定
- ・「北区洪水ハザードマップ（荒川が氾濫した場合）」の改定

5 防災まちづくり

1) 密集住宅市街地整備促進事業

老朽木造住宅が密集し、公共施設等の整備が不十分な地区を対象に、避難路や延焼遮断帯の整備、老朽木造住宅等の建替えの促進を図るとともに、住環境の整備など災害に強い総合的なまちづくりに取り組んでいる。

令和3年度は、新規地区である岩淵地区（17.3ha）について、早期の事業化に向け、整備計画をまとめる。

（事業導入地区）

- ・西ヶ原地区（30.0 ha）
- ・志茂地区（99.4 ha）
- ・十条駅東地区（51.7 ha）
- ・十条北地区（30.3 ha）
- ・十条駅西地区（26.8 ha）

2) 不燃化推進特定整備事業

甚大な被害が想定される木造密集地域のうち、地域危険度が高いなど、特に改善を図るべき地区を「不燃化特区」に指定し、東京都と北区が連携しながら整備を行っている。

令和3年度は、改正される「東京都防災都市づくり推進計画」での5年の事業延伸を受け、区においても継続して事業を行う。また、志茂地区においては岩淵町の一部を事業区域に加え、志茂・岩淵地区として事業を実施する。

（指定地区）

- ・十条駅周辺地区（81.2 ha）
- ・志茂・岩淵地区（116.7ha）
- ・補助81号線沿道地区（1.0 ha）
- ・赤羽西補助86号線沿道地区（6.0 ha）

3) 緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化促進

地震発生時における建築物の倒壊により、避難、救急消火活動、緊急物資の輸送及び復旧復興活動などを支える道路が塞がれることを防ぎ、避難路及び輸送路を確保するため、緊急輸送道路の沿道の建築物の耐震性の向上を促進するため助成制度を設けている。

4) 無電柱化チャレンジ事業

木造住宅密集地域内にある歩道のない狭い道路において、震災時の電柱倒壊等による避難路の閉塞を防止するため、無電柱化チャレンジ事業を推進する。

（対象路線）

- ・区道1274号線（志茂スズラン通り商店街、志茂平和通り商店街）

5) 木造住宅の耐震化促進

新耐震基準以前に建築された木造住宅を対象に、耐震化促進事業を行っている。

6) 橋梁の健全度調査等

橋梁が老朽化（架設後20～50年が約7割）していることから、橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕と、定期的な橋梁健全度調査を行い、安全な交通の確保を図っている。

① 橋梁健全度調査

- ・新堀橋 (堀船 3-5・堀船 3-1)
- ・観音橋 (滝野川 5-54・滝野川 4-15)
- ・滝野川橋 (滝野川 3-78・滝野川 4-8)
- ・谷津橋 (滝野川 4-33・滝野川 5-57)

② 耐震対策工事

- ・岩淵橋 (岩淵 23・志茂 5)

7) 橋梁の維持補修工事及び架替整備事業

経年劣化による老朽化を防止し、通行車両等に対する耐荷力を保持するため、橋梁の維持補修を行うとともに、経年劣化が著しい橋梁については、計画的な架替えを行っている。

①維持補修工事

- ・舟串橋 (王子本町 3-17 音無親水公園内)

②架替整備事業

- ・十条跨線橋 (影響検討等) (中十条 2-10・東十条 2-16)
- ・新柳橋 (橋梁下部工事・旧橋撤去工事) (豊島 2-11・堀船 2-28)